

町民課  
役場1階 税の関係  
窓口1番 ☎47-2203  
☎47-2193

固定資産税・国保税の納期限は11月30日

固定資産税第3期分と国保税第6期分の納期限は、11月30日(火)です。納期内に忘れずに納めましょう。納期限を過ぎた町税で、納め忘れの方は、至急納入してください。

土地・家屋の異動届はお早めに

固定資産税は、1月1日現在で町の固定資産課税台帳に記載されている事項に基づき、課税されます。土地および家屋の異動(売買・地目変更・贈与・相続・取

# 情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30 (土・日・祝日除く)

り壊しなど)があったときは、早めに町民課資産税係へ届け出をしてください。

個人事業税第2期納期限は、11月30日(火)です。

個人事業税は、道内に事務所(事業所)があり、事業を行っている個人に、その所得を基礎として課税される道税です。納税がお済みでない方は、期限までに納めてください。

納税通知書は、第1期分(8月)と第2期分を一緒に送付済みですが、見当たらない場合は、オホーツク総合振興局北見道税事務所(☎25-8681)へご連絡ください。

「税を考える週間」書道展

11月11日(木)から17日(水)まで「税を考える週間」の行事の一環として、町内小学生の「税の書道展」が公民館ロビーで開かれます。気軽にご来場ください。

「税」がテーマのポスターを募集

対象 中学生  
テーマ 税について  
用紙など 画用紙八つ切

り水彩絵の具または、ポスターカラーで描いたもの  
締め切り 平成23年1月21日(金)

応募先 オホーツク総合振興局北見道税事務所(北見市青葉町6-6 ☎25-8681)

女性の権利ホットライン

▽夫・パートナーから暴力(DV)ドメスティック・バイオレンス)を受けていませんか  
▽セクシュアル・ハラスメントで困っていませんか  
▽ストーカー行為に悩んでいませんか  
▽親子・離婚問題などで悩んでいませんか  
相談は女性の方に限らせていただきます。  
秘密は固く守られます。  
一人で悩まないで気軽に電話してください。

女性の権利ホットライン ☎0570-0700-810

■とき

11月15日(月) 19日(金) 8時30分~19時  
11月20日(土) 21日(日) 10時~17時  
問合せ 釧路地方法務局

人権擁護課(☎0154-315014)  
福祉保健課(☎47-5555)

介護保険料の納期限は11月30日

介護保険料(普通徴収)第6期の納期限は、11月30日(火)です。納期内に忘れずに納めましょう。

前年度まで年金から特別徴収により介護保険料を納めていただいた方でも、前年度と保険料段階が変わったことなどで、納付書により納めていただく場合があります。手元に納付書をお持ちの方は、納期限を確認のうえ、お早めに納入してください。

問合せ 福祉保健課介護保険係

肺ヘリカルCT検診

対象者 今年度40歳以上の方(昭和46年3月31日生まれ以前)で、今年度肺がん検診(肺レントゲン検査)を受診していない方  
自己負担 4,000円  
とき 12月18日(土) 13時  
ところ 公民館講堂

# のらしのインフォメーション

公民館多目的ホール 献血にご協力ください

現在、輸血に必要な血液はすべて献血によってまかなわれています。

病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、日本赤十字社では、16歳から69歳までの健康な方に献血のご協力をお願いしています。移動献血車「ひまわり号」が来町しますので、ご協力をお願いします。

とき 12月2日(木) 9時10分(詳しくは、折り込みチラシ「まちからのお知らせ」をご覧ください)

移動献血車で町内を巡回  
問合せ 旭川赤十字血液センター北見出張所(☎

25-5501)または福祉保健課健康増進係

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受け付けが、10月25日(月)から始まりました。対象者は、戦後強制抑留者で今年6月16日現在、日本国籍を有するご存命の方です。

請求受付期間は、平成24年3月31日までです。平和祈念事業特別基金から請求書類をお送りしています。まだ、お手元に届いていない方は、当基金にお電話ください。

問合せ 独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部特別給付担当(☎03-5860-2784・ナビダイヤル0570-059-204 受け付けは平日のみで9時~18時)

農業委員会

役場1階 窓口2番 ☎47-2204  
農業者年金は終身年金で80歳までの保証付き

農業者年金は、国民年金加入者で農業に年間60日以上従事(経理などの日も含

む)する60歳未満の方であれば、どなたでも加入できます。

農業者年金は積立方式で、支払った保険料は全額年金として受給でき、税の社会保険料控除となります。保険料額は月単位で変更できます。

また、経営主が認定農業者および青色申告者の場合、配偶者と後継者は家族経営協定を結ぶことで、保険料補助が受けられます。この政策支援は、若い方ほど高い保険料補助を長く受けられます。(20年以上加入の見込める方)

問合せ 農業委員会事務局 JAきたみらい訓子府地区事務所(☎47-4824)

教育委員会社会教育課

公民館 ☎47-2121  
町外にお住まいの方ふるさとで成人式を

平成23年の成人式は、1月9日(日)に行う予定です。が、本町出身の町外居住者で、本町での成人式参加を希望される方の受け付けを行っています。

対象 平成2年4月2

## 秋の文化祭芸能発表

町民の皆さんの練習の成果をぜひご覧ください。  
とき 11月3日(水) 13時30分  
ところ 公民館講堂  
公民館(☎47-2121)

## 年金の所得税取り扱いを変更

税務署からのお知らせ  
相続、贈与などで取得した生命保険契約や損害保険契約などにかかる年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。この変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) をご覧いただくか、北見税務署(☎23-7151)にお問い合わせください。

## 一般家庭の防火査察

上) 防火訪問(女性消防団員が実施)  
11月21日(日) 若富町、若葉町、栄町  
実践会地区(防火査察員が実施)  
11月21日(日)~30日(火)  
消防署訓子府支署(☎47-2419)

## 住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月1日から義務化  
消防署訓子府支署(☎47-2419)